

新旧対照表

改 正 案	現 行
(現場代理人の常駐義務緩和の要件) 第2条 省略 2 省略 (1) 省略 (2) 次の条件の全てを満たすもの ア 兼務するそれぞれの工事の請負金額が<u>4, 500</u>万円未満、建築一式工事においては<u>9, 000</u>万円未満であること。 イ～エ 省略 (現場代理人兼務等の届出) 第3条 省略 3 省略 (1) 契約変更により一方の工事の請負金額が<u>4, 500</u>万円以上、建築一式工事においては<u>9, 000</u>万円以上となった場合 (2) 省略	(現場代理人の常駐義務緩和の要件) 第2条 省略 2 省略 (1) 省略 (2) 次の条件の全てを満たすもの ア 兼務するそれぞれの工事の請負金額が<u>4, 000</u>万円未満、建築一式工事においては<u>8, 000</u>万円未満であること。 イ～エ 省略 (現場代理人兼務等の届出) 第3条 省略 3 省略 (1) 契約変更により一方の工事の請負金額が<u>4, 000</u>万円以上、建築一式工事においては<u>8, 000</u>万円以上となった場合 (2) 省略